調査課
計画課
保全計画課
保全整備課
5～11　（略）
12　権利保全対策官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の用に供する権利の保全に関する事項についての調査及び連絡調整に関する事務を行う。
13・14　（略）
（阿武隈土地改良調査管理事務所）
第二百七十条　（略）
2・3　（略）
4　阿武隈土地改良調査管理事務所に、次の六課及び新請戸川農業水利事業建設所並びに企画情報管理官、水利調整専門官、農業水利総合対策官、調査計画専門官、環境調査専門官、権利保全対策官、保全整備専門官及び施設復旧対策専門官それぞれ一人を置く。
庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課
5～13　（略）
14　施設復旧対策専門官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち当該施設の突発事故被害の復旧に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
15　（略）
（利根川水系土地改良調査管理事務所）
第二百七十一条　（略）
2・3　（略）
4　利根川水系土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに管理調整官一人、企画情報管理官一人、施設監視専門官一人、水利調整専門官二人、農業水利総合対策官一人、調査計画専門官一人、環境調査専門官一人、耐震対策専門官一人、技術調整官一人、技術情報専門官一人、防災情報管理官一人、権利保全対策官一人及び保全整備専門官一人を置く。
庶務課
企画課
調査課
計画課
技術調整課
保全計画課
保全整備課
5～10　（略）
11　調査計画専門官は、調査及び計画の作成に関する専門の事項（環境調査専門官及び耐震対策専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
12　（略）
13　耐震対策専門官は、調査及び計画の作成に関する専門の事項のうち耐震対策に関するものについての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
14～19　（略）
（淀川水系土地改良調査管理事務所）
第二百七十六条　（略）
2・3　（略）
4　淀川水系土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、施設監視専門官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官及び保全整備専門官それぞれ一人を置く。
庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課
5　（略）

調査課
計画課
保全計画課
保全整備課
5～11　（略）
（新設）
12・13　（略）
（阿武隈土地改良調査管理事務所）
第二百七十条　（略）
2・3　（略）
4　阿武隈土地改良調査管理事務所に、次の六課及び新請戸川農業水利事業建設所並びに企画情報管理官、水利調整専門官、農業水利総合対策官、調査計画専門官、環境調査専門官、権利保全対策官及び保全整備専門官それぞれ一人を置く。
庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課
5～13　（略）
（新設）
14　（略）
（利根川水系土地改良調査管理事務所）
第二百七十一条　（略）
2・3　（略）
4　利根川水系土地改良調査管理事務所に、次の七課並びに管理調整官一人、企画情報管理官一人、施設監視専門官一人、水利調整専門官二人、農業水利総合対策官一人、調査計画専門官一人、環境調査専門官一人、技術調整官一人、技術情報専門官一人、防災情報管理官一人、権利保全対策官一人及び保全整備専門官一人を置く。
庶務課
企画課
調査課
計画課
技術調整課
保全計画課
保全整備課
5～10　（略）
11　調査計画専門官は、調査及び計画の作成に関する専門の事項（環境調査専門官の所掌に属するものを除く。）についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。
12　（略）
（新設）
13～18　（略）
（淀川水系土地改良調査管理事務所）
第二百七十六条　（略）
2・3　（略）
4　淀川水系土地改良調査管理事務所に、次の六課並びに企画情報管理官、水利調整専門官、調査計画専門官、環境調査専門官及び保全整備専門官それぞれ一人を置く。
庶務課
企画課
調査課
計画課
保全計画課
保全整備課
5　（略）